

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期 財政經濟史料集成

第十七卷

工部省沿革報告 大藏省編
會計検査院史 會計検査院編

原書房

(兩角製本)

昭和六年九月二十五日 印刷

昭和六年九月三十日 發行

明治前期財政經濟史料集成 第十七卷

編者 大内 兵衛
土屋 喬雄

發行者 山本 三生
東京市芝區愛宕下町四ノ四〇

印刷者 竹内 喜太郎
東京市牛込區榎町七番地

東京市芝區愛宕下町四丁目四十番地

發行所

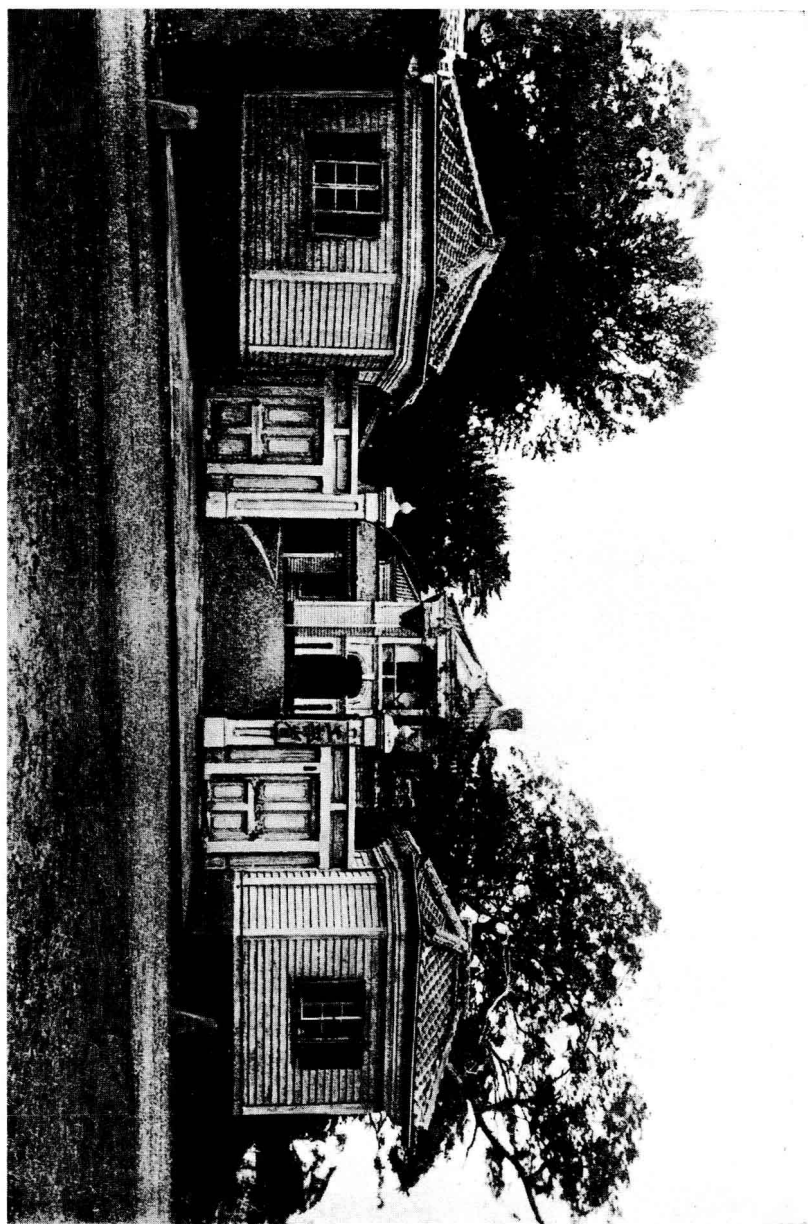
改造社

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二四番
至一一二四番

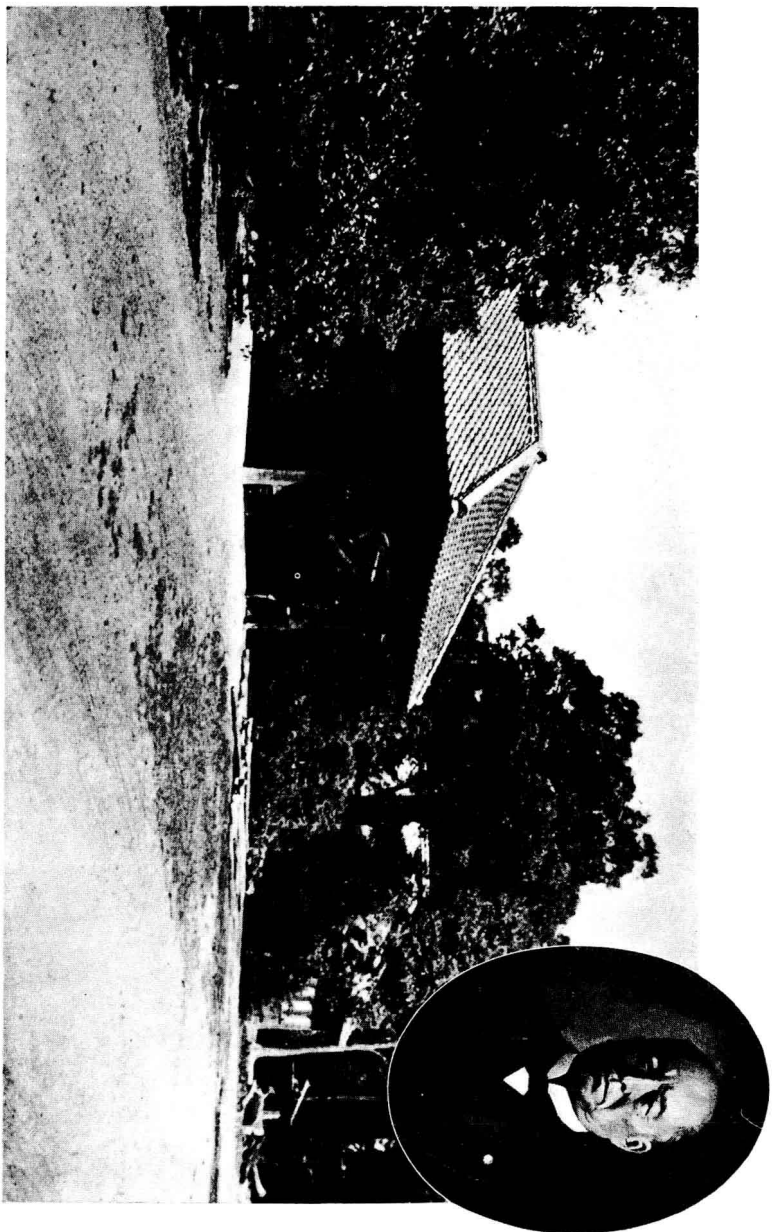
大藏省
(農商務省
會計検査院)
編纂
大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成

第十七卷



。ルアヂ舎廳ノ省部工シレサ設建ニ跡邸藩橋前及邸藩賀加舊町葵池溜坂赤ハ真寫本



會シレサ築建ニ地ノ在現年六十治明テシ用利ヲ物建ノ會覽博業勸國內回ニ第年四十治明ハ圖
像ノ登邊波爵子長院代初ハ内圓。リセ歸ニ有鳥ニ爲ノ炎震年二十正大ガルナ舍廳ノ院查檢計

工部省沿革報告解題

『工部省沿革報告』は明治二十一年八月に編纂せられ、翌二十二年四月に至つて刊行された。その編纂並びに刊行者は大藏省である。簡にして而も要を盡した『叙言』は、本書成立の理由を遺憾無く語つて居る。即ち明治三年閏十月創置に係る工部省の事蹟が、明治十八年十二月廢省による所管事務他省分屬のため、『支離散渙統一スル所ナク、後ノ古ヲ攻ルモノ或ハ以テ憾ト爲スアラン』ことを恐れ、統一的な沿革史を編んで後世に残すを目的としたものである。其の内容は目次に見られる通り、鑛山、鐵道、電信局、燈臺局、工作局、營繕課、工部大學校等所管事務の經緯を各個に叙述したものを本體とし、總括的な本省及び會計の章を前後に置くことにより首尾一貫せしめて居る。

何故に大藏省が編纂の役割を引き受けたかと云ふに、舊工部省の所管事務の或るものを繼承した事はさまで重要な理由とならず、草創以來事業と財政との關係で兩者が密接の關係にあつたからであらう。又大藏省に俊秀な官吏を集めて居た事も、本書編纂に與つて力あつたに違ひない。

十五年の短い存在の後、永久に其の姿を失つた工部省とは、抑、如何なるものであつたか？明治五年の事務章程には、

『工部ハ工業ニ關スル一切ノ事務ヲ總管ス、其綱領左ノ如シ。

一 工學ヲ開明スル事

一 百工ヲ褒勸シ工産ヲ繁昌セシムル事

一 鑛礦一切ノ山物ヲ主宰ス、故ニ諸鑛山ヲ管轄スル事

一 鐵道電信燈臺礁標ヲ建築修繕スル事

一 船艦ヲ製造修理スル事

一 諸般ノ製作ニ供スル銅鐵鉛類ヲ鍊製鑄造シ、及ヒ各種ノ器械ヲ製作スル事

一 海陸ヲ測量スル事

以上各條皆工部管掌ノ事務トス。』(本書一〇頁)とある。其の目的とする所の二重性は蔽ひ難く、一方では民間に工業を勃興せしめんが爲に啓蒙的嚮導的な任務を引受けると同時に、他方では國營工業による財政的軍事的其の他各種の利益を期待したのである。併し重きを置かれたのは勿論後者であつて、外國のマーカンチリズム政治家に比して、我が政治家は特に『國家』中心に思考したのである。

徳川氏大政奉還の後を受けて、明治新政府は宇内の形勢に鑑みる所があり、商工業の發達は即ち國家の隆盛と同意語であると解した。然るに當時、我が國に於ては資本の蓄積未だ進まず、封建の陋習を脱し得られない状態にあつたので、新智識を網羅した政府が率先して機運を造らねばならなかつた。此の事情が爲政者に、政府經營に非ずんば大工業は成功せずとの信念を抱かしめ、かたはら國家財政の有力な源泉としての期待を繋がしめたのである。工部省はかくして生れた。その所管する事務は頗る廣汎に亘り、殆んど工業のあらゆる部門を包括して居た。

マーカンチリズムを、政府の保護干涉によつて未發達の民間商工業を孵化促進する政策と解すれ

ば、明治新政府の執つた所のものは或る意味に於てそれに該當する。而して工部省は我がマーカンチリズムの焦點であつたのである。如何にその活動が花々しいものであつたか？民間に於て寂として聲無きの時に當り、工部省所管の國營工業は凡ゆる方面へ手を擴げた。鐵道を敷設し、電信電話を架し、諸工場を營み、鑛山を採掘するなど、其の偉業は實に劃世紀的なものがあつた。我が産業史上、『工部省時代』の燦然と輝くを見よ。まさしく工部省こそ日本資本主義の母胎として、不滅の意義を残して居るのである。

併しながら、それは『母胎』であつた。機は熟して居なかつた。よく知られて居る通り、工部省の事業は概ね採算が立たず、國家財政の有力な源泉たらしめやうとするマーカンチリズムの一原則は脆くも敗れた。他の一原則たる民間工業の『褒勸』も大して効果を舉げたとは言へぬ。産業革命は日清戦争前後になつて漸く普及したのである。巨大な損失によつて國庫に穴をあけた諸事業は、漸次に民間に拂ひ下げられたが、それは同時に工部省廢滅の道程でもあつた。拂ひ下げと廢省との相互關係は、明治十八年に至つて行くべき所まで行つた。が、この失敗を以て工部省の歴史的意義を少しでも貶しめて考へてはならない。莫大な固定資本を投じたまま安價に拂ひ下げられた諸事業は、工部省の手を離れるや着々と利益を舉げ始めた。それらが今日、我が國産業の根本的中樞となつて居るのは萬人周知の事に屬する。三井、三菱、古河、淺野等は此の拂ひ下げを契機として崛起した。工部省の廢墟の上に、我が資本主義の花が咲いた。皮肉である、工業の發達は永久的に工部省の指導的地位を確保するものと豫期したマーカンチリズム爲政家にとつては。要するに工部省を

のものは失敗したが、死しては灰の中からまた甦へる不死鳥の如く、それは次に起る産業革命、延いては資本主義の勃興に廣大な地盤を供給し、自らの生命を不朽にしたのであつた。なほ忘れてはならぬ事は、鐵道、電信等政治的軍事的に必要なもの、及び鑛山工場等で相當の利潤を擧げて居たものは、工部省が廢せられても他省に分屬せしめられたが、これが現在に於ても國家の企業として繼續し、我が國家の財政的性質を他に比して特異なものとして居る。即ち工部省の意義は、今なほ完全に清算されては居ないのだ。

『工部省時代』に、マーカンチリズムと自由主義の抗爭が行はれた事も逸してはならない。マーカンチリズムの保護干涉は、或る限度を越えると民間工業の發達には桎梏となる。故に明治八九年頃から、民間の論客は自由主義經濟學と結んで、政府特に工部省の干涉を批難した。自由黨も改進黨も、其の政綱に干涉政策の排斥を掲げて居る。併し工部省の廢止後、却て民間資本家は政府の保護を求めて接近した。これ亦我が日本の史的特殊性であるが、重ね重ね工部省は皮肉な運命に遭つたと言ふべきである。

『工部省沿革報告』一卷は、右に述べた事を裏書きするものであるが、其の史料的价值は極めて大きい。財政史的、また産業史的に無盡の寶庫である。が更に、社會史、政治史、文化史（特に教育史）の領域にまで、一般的興味を惹く材料を提供して居る。例へば鑛山の部に、東北地方の舊慣に基く金名工（自宅選鑛者）なる者の記事があるが、彼等と官府との交渉は最も早き勞働爭議の形態として見るべきである。電信局の部には、所謂明治初年の百姓一揆が伊勢四日市驛に亂入して電

信局を焼いた事が書かれてあり、また西南戦争に際して臨時に九州各地に架設された電信機が、官軍勝利の有力な一因をなしたことを知り得られる。工部大學校の記述が多くの紙数を占め、特に學校規則が大半であるのは無益であるやうに見えるが、明治文化史の研究者にとつては興味津津たるものがあるだらう。その學科要目や參考書等は注意に値する。今なほ重要視されて居るトドハンタの數學書が教へられ、ルネッサンス建築の穹窿作法が試験問題となり、熱力學の第一第二原則が學ばれたのである。教師にフォンタネジやラグーザの名も見える。

併し就中逸すべからざるは、工部省の革新的な産業技術を實際に運轉した者が、數百千の外國人（主として英吉利人）であつた事實である。

『十九日太政官ニ稟請スル所アリ、曰ク本省ニ傭使スル外國教師ノ人員多數ニシテ、其經費ヲ要スル頗ル巨額ナリ。是以テ曩ニ經費節減ノ聖諭ヲ奉シ、務テ傭外國人ヲ解職セリ。然ルモ今尙ホ外國人ヲ傭使スル百三十餘名ニシテ、本年度定額常費ノ豫算高金五拾壹萬八千六百圓ノ内、其給料ニ消費スルモノ三拾四萬貳千三百圓餘ニ上レリ。故ニ痛ク之ヲ省減セント欲セハ本校卒業生徒ヲ以テ外國教師ニ代フルニ如カス。』（本書三四七頁）

十五年間にわたつて外國人の傭使された數は夥しく、本書の各所に人名表が散見して居る。是によつて之を觀るに、『工部省時代』の産業技術が全く外國人の操作する所であり、取つてつけたやうな移植に外ならなかつた事を察知し得る。而して産業革命が日清戦争前後まで延引し、『工部省時代』は單にその前期たるにとどまつた事は、資本蓄積の程度が進まなかつたにもよるけれども、外國人

に技術權を全く握られて居たことも有力な一因とせねばならぬだらう。獨り工業のみならず、法律、經濟、美術等各方面に亙り、明治初期は幾千の外國人が實權を把握した時代であつた。その事を知らない現代人にとつて、本書は新しく史的反省を促す一動機たるものであらう。

最後に本書の特長として擧ぐべきは、極めて統計表に富むことである。其の中には貴重なものが少くない。

本書の缺點を索むるならば、編年史の體様をとつて居る爲に、事件の脈絡が分明ならず、頗る無味乾燥に墮して居ることである。また各所管事務の聯關が顧みられて居らず、全く別々のものとして取扱はれて居る。併しこれは編纂者の責任では無く、元來工部省の各局それぞれ自體が、互ひに聯關を餘り持たない獨立的なものであつたのだ。このため本書は參照上便宜を缺く點があるけれども、讀者は多くの貴重な示唆を本書から得るであらうことを疑はない。

附記。原書を再刻するに當つて句讀點を施し、明らかに誤植と思はれるものは訂正した。但し外國人の姓名には手を加へて居ない。

會計検査院史解題

一

本史は其の書名の示す如く、會計検査院の沿革史であつて、同院の検査官補川口嘉が院長渡邊昇の命を受け、明治二年監督司時代より同二十三年立憲時代の會計検査院に至る迄の沿革を編纂したものである。而してこの書は元來事務用に資するのが其の目的であつた爲、院内の専用にかゝる術語が多く、又文體も同院獨特の癖があるので、部外の人には了解に困難なる箇所があらうかと思はれる。併し資料としては嚴選されており、計數も精密に吟味されてゐるから、充分に信頼して然るべき文獻たるを疑はない。且又検査院史と云ふものゝ、餘り一般に知られざる資料が多分に蒐集されてゐるから、本書の如きは、財政經濟史研究者にとりては、實に好箇の參考資料と云つてよからうと思ふ。

二

今讀者の便宜の爲、次に同院の沿革の概要を記述しよう。

(一) 監督司。本司は明治二年五月八日、當時の參與大隈八太郎（後の大隈侯）の建議により會計官中に設置せられたものであつて、大政奉還後最初に設けられたる會計監督機關であつた。大隈侯が此監督司設立を當局に建議したる事由は、明治新政府草創の際金穀の濫費多かりし爲、會計監督官署を設け此弊害を防止せんとしたものであつて、曾て徳川時代に行はれたる勘定吟味

役に其範を採つたものであると傳へられてゐる。

本司は以上の事由により設置せられたものであるが、開廳後幾ならずして二年七月八日官制の改革があり、會計官廢せられ大藏省が之に代つて新設せらるゝに及び、本司は大藏省の所管となり、次で翌八月十一日大藏省が民部省に合併廢止せられたので民部省に移管せられ、更に三年七月十日大藏省が民部省より分離するや同省の所管に復歸し、四年七月廿七日日本司が廢止せらるゝに至る迄、四度び所管の變更があつた。

(二) 検査寮及検査局。監督司に次いで設立せられたのは検査寮であつて、明治四年八月十日である。本寮は矢張大藏省の所管であつて十年一月十一日迄繼續したが、同寮は廢止せられ、次いで検査局が設立せられたが、其後十三年三月五日に至り太政官達を以て同局も亦廢止せらるゝに至つた。

(三) 憲法發布以前の會計検査院。明治十三年三月五日太政官達第十八號によれば「今般太政官中會計検査院ヲ設置シ大藏省中検査局相廢シ候條此旨相達候事」とあり、右の達文により検査局は廢止せられ、現在の前身たる舊會計検査院が大藏省より分離して太政官中に獨立の官廳として設立せられ、茲に始めて會計検査院の基礎が確立せらるゝに至つた。この時代の検査院につき特に注目すべきは、検査事務に一新生面を開いたことであつて、即ち以前の監督司、検査寮、検査局時代の會計検査事務は未だ計算検査（單に數字の検査）の範圍を脱することが出来なかつたが、本時代に入つてからは豫算及法律規則に違背せざるや否やの検査が行はれる様になり、

又經費が經濟的に使用せられてゐるや否やの検査方法に至るまで検査の權限が著しく擴張せらるゝに至つたことであつた。併し唯遺憾とする處は、検査の實、小に行はれて大に行はれざることであつて即ち主務官及府縣の長官の如き小官の違背事項は之を糾彈するのは容易であつたが、各省卿の如き大官に對しては検査の効果が充分に徹底させることが出来なかつた憾があつた。

(四) 憲法發布後の會計検査院。明治二十二年二月十一日帝國憲法發布せられ、次で同年五月十日會計検査院法公布せらるゝに及び、茲に始めて立憲時代の會計検査院が設立せらるゝに至つた。現在行はれてゐる會計検査院が即ち之れである。其組織及權限は左の如くである。

(1) 組織。會計検査院法の根據は憲法第七十二條であつて、検査院は天皇に直隸し國務大臣に對し特立の地位を有し、何等の指揮命令を受くことがない(院法第一條)。之れ勅令を以て其官制を定められたる一般行政官廳とは大いに其趣を異にするところであつて、検査院が内閣及各省に對して重きを爲し、又政黨政派に不羈獨立の地位を保ち得る所以である。同院の組織は院法發布直後は院長官房の外三部十二課制であつたが、三十年五月四部十四課となり、其後三十三年四月再び三部十二課に復し、大正二年六月には縮少せられ二部八課となつた。然るに大正十年九月には再び元の三部十二課となり、現在に至つたものである。

(2) 職權。検査院は官金の收入支出、官有物及國債に關する計算を検査確定して帝國財政監督の重任に當るのであつて(院法第十二條)、其検査を要する事項は左の如くである(院法第十三條)。

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關スル決算

三 日本銀行ノ政府ノ爲取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關スル決算（本項は當初はなかつたが大正十二年法律第五十三號により追加）

四 國政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關スル決算

五 法律勅令ニ依リ會計検査院ノ検査ニ屬セラレタル決算

三

次に本書の内容について少しく述べて見よう。本書は目次にある如く四卷に分れてゐる。前に同院の沿革を述べたが、其順序により第二卷の前記には、監督司、検査寮、検査局の組織、職權、官吏、行務等が詳細に記載され、第三卷の正記には明治十三年の舊會計検査院時代より明治二十三年十二月末に至る迄の事項が前記と同一の項目に分けて記述されてゐる。（同年以降の分は續篇として既に完成されてゐたが、寫本の儘で同院に保管されてゐたので、震災の爲めに灰燼に歸し、再び見ることが出来なくなつた）第一卷は第二卷及第三卷の内容の總括であり、第四卷は年表となつてゐる。

尙本書の内容には例へば豫算調査（本書第二卷前記検査寮及検査局の部第六節參照）小野組の負債處分の件（同上附載勘查局事務參照）文官退隱料建議の件（第三卷正記、行務、稟申の部參照）北海道上川到北京を奠くの議（同上）會計法及會計検査院法制定の由來（同上外行の部參照）等の如き好箇の參考文獻が相等多量に記載されてゐる。

最後に本書の編者川口検査官補の官歴の一斑を附記して置かう。川口嘉は元静岡藩の人で後東京府士族となり、天保十年正月七日生れである。明治六年四月兵學寮（陸軍省）十五等出仕として始めて官界に入り、其後千葉縣屬に轉じ、大藏省の検査寮出仕となつたのは七年九月であつた。十年一月検査寮廢止せられ検査局屬となり、會計検査院となるに及び検査官補となり、三十三年二月迄同院に勤務してゐた。其間明治十七年頃より同院沿革事務の取調を命ぜられ、二十年には會計法調査委員、二十一年會計検査院沿革誌取調委員、廿九年院史續篇取調委員等専ら院史の編纂に終始した人であつた。（會計検査官 菊地武紀）

附記。原書には讀點のみが附せられてゐるが、讀み易いやうに現今の習慣に従つて句點を入れた。